２．東名リニューアル工事に伴う料金調整②

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、⑷に定める入口ＩＣ及び出口ＩＣを利用し、東富士五湖道路（一般有料道路：国道138号）須走ＩＣを流出し、一般道（国道138号）を乗り継ぐことを目的として、中央自動車道富士吉田線河口湖ＩＣを流出し、第一東海自動車道御殿場ＩＣまたは第二東海自動車道横浜名古屋線新御殿場ＩＣから再流入して、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が東富士五湖道路及び一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施する期間

令和８年９月24日から令和８年12月18日まで。

⑷　対象入口・出口ＩＣ

入口ＩＣ

中日本高速道路株式会社が管理する路線	中央自動車道富士吉田線の高井戸ＩＣから八王子ＩＣまでの各ＩＣ
	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）内回りの八王子西ＩＣ
	一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）外回りの海老名ＩＣから高尾山ＩＣまでの各ＩＣ
東日本高速道路株式会社が管理する路線	関越自動車道上越線の小諸ＩＣから上越高田ＩＣまでの各ＩＣ、中央自動車道長野線の各ＩＣ及び北陸自動車道の親不知ＩＣから西山ＩＣまでの各ＩＣを除く全ＩＣ

出口ＩＣ

中日本高速道路株式会社が管理する路線	第一東海自動車道の駒門スマートＩＣから小牧ＩＣまでの各ＩＣ
	第二東海自動車道横浜名古屋線の長泉沼津ＩＣから東海ＩＣまでの各ＩＣ、清水いはらＩＣ及び浜松いなさＩＣ
	中部横断自動車道の富沢ＩＣ
	一般国道475号（東海環状自動車道）の豊田松平ＩＣからせと品野ＩＣまで及び大野神戸ＩＣから養老ＩＣまでの各ＩＣ
	一般国道302号（伊勢湾岸道路）の各ＩＣ
	中央自動車道西宮線の小牧ＩＣから八日市ＩＣまでの各ＩＣ
	北陸自動車道の米原ＩＣから敦賀ＩＣまでの各ＩＣ
	東海北陸自動車道の一宮稲沢北ＩＣから岐阜各務原ＩＣまでの各ＩＣ
	近畿自動車道伊勢線の各ＩＣ
	近畿自動車道尾鷲多気線の各ＩＣ
	近畿自動車道名古屋亀山線の各ＩＣ
	近畿自動車道名古屋神戸線の各ＩＣ
	近畿自動車道敦賀線の各ＩＣ
西日本高速道路株式会社が管理する路線	全ＩＣ

⑸　割引相互間の適用関係

１）新深夜割引との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

３．東名リニューアル工事に伴う料金調整③

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、一般道への迂回を目的として、⑷に定めるＡＩＣから流出し、ＢＩＣから再流入し、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和８年９月１日から令和８年12月23日まで及び令和９年１月６日から令和９年４月16日まで。

⑷　対象ＩＣ

上り線

ＡＩＣ	ＢＩＣ
第二東海自動車道横浜名古屋線　長泉沼津ＩＣ	第一東海自動車道　沼津ＩＣ
第二東海自動車道横浜名古屋線　新富士ＩＣ	第一東海自動車道　富士ＩＣ

下り線

ＡＩＣ	ＢＩＣ
第一東海自動車道　沼津ＩＣ	第二東海自動車道横浜名古屋線　長泉沼津ＩＣ
第一東海自動車道　富士ＩＣ	第二東海自動車道横浜名古屋線　新富士ＩＣ

⑸　割引相互間の適用関係

１）新深夜割引との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。